

A2 相続財産として課税される出資持分は「持分の定めのある社団医療法人」に限られません。平成19年4月以降、経過措置型医療法人とされたものです。

(1) 医療法人の財産権

医療法人が設立できる根拠法は、医療法第39条で次のように規定されています。

【医療法第39条（医療法人）】

「病院、医師又は歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団または財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。」

医療法において医療法人の形態を「社団」又は「財団」と定めており、このうち社団については定款に基づき「持分の定めのある社団医療法人」と「持分の定めのない社団医療法人」に区分されます。

「持分の定めがある」とは、社団医療法人に出資した社員が、その出資の割合に応じて持分権（医療法人に対する財産権）を有することを意味し、この場合の医療法人に対する財産権とは、医療法人の社員が退社した場合の「持分払戻請求権」と医療法人が解散した場合の「残余財産分配請求権」の二つです。

「財団医療法人」と「持分の定めのない医療法人」には出資の概念がないため、その財産権はありません。

(2) 医療法人の出資の評価

(ア) 財団医療法人と持分の定めのない社団医療法人（基金拠出型法人を含む）

財団医療法人と持分の定めのない社団医療法人については、いずれも出資者がその持分を放棄しているため、出資の評価をすることはありません。平成19年4月以降、持分の定めのない社団医療法人には「基金」制度が認められ基金拠出型法人の設立ができることになりました。この基金は劣後債（破産手続開始の決定を受けた場合、破産法第99条第2項の約定劣後破産債権となる）としての性格を有するものであり、出資ではありません。

(イ) 持分の定めのある社団医療法人（出資額限度法人を含む）

平成19年4月以降「経過措置型医療法人」とされた持分の定めのある社団医療法人には出資の概念があり、その出資には財産的価値があるため、相続税又は贈与税を計算する場合には財産として評価する必要があります。